

平成 25 年(ワ)第 252 号、平成 26 年(ワ)第 101 号、平成 27 年(ワ)第 34 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 第 2 陣相双地区住民ら

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2021 (令和3) 年 8 月 29 日

準備書面 (548)

(弁済の抗弁に関する津島判決の判断等)

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 利孝
同 広田 次男 代
同 米倉 勉 代
同 笹山 尚人 代
同 佐藤 美由紀 代
同 鳥飼 康二 外

第1 被告の主張「弁済の抗弁」と原告らの反論の結論

被告東電は、準備書面 380 等を通じて、原告らからの直接請求や ADR での和解により支払われた賠償金について、慰謝料として支払われた賠償金のみならず、住居確保損害等他費目の損害として支払われた賠償金や、同一世帯の他の者に対して支払われた賠償金のうち、過払分についても、慰謝料への充当を認めるべきである、との主張をしている。原告らは、これらの被告東電の主張を、「弁済の抗弁」と呼んでいる。本書面は、この「弁済の抗弁」について、総論的に反論する書面である。

結論としては、原告らは、この「弁済の抗弁」は「話にならない」主張であり、御序は、この主張に対して一蹴する審理、あるいは判断を行うべきである。

1 原告らの怒りと悲しみ

被告東電の「弁済の抗弁」を耳にした原告らの受け止めは、まず「驚き」、そして「強い怒り」、「深い悲しみ」を覚える、というものである。

原告らは、福島第一原発事故によって、それこそ着の身着のままで自宅からの長期間の避難を余儀なくされた。今日寝る場所にも、明日の食べ物を用意する費用も、ことかく有様で、とにかく生命の確保のために福島第一原発から遠方へと避難を余儀なくされた。

そのうち被告東電は、原告ら強制避難区域からの避難者をはじめとした被害者に対して、まず「仮払い」、そして「本賠償」といった賠償の実務の案内を開始した。この賠償実務に対応するのは、原告ら避難者にとっては極めて過酷なことであった。原告らはその過酷な実務をなんとかこなし、生活再建のための費用の支払いを少しづつ、一つずつ、被告東電から受領していく。

直接の賠償にせよ、ADRにせよ、原告ら避難者にとっては、一つ一つ、問題を整理し、解決していくプロセスであった。

しかし、それを経ても、原告らが失った「故郷」は帰ってこないし、それに見合う賠償はなされていない。原告らは、直接賠償やADRの限界を感じて、本件の提訴に踏み切っている。

つまり、原告らからの直接請求やADRでの和解により支払われた賠償金について、慰謝料として支払われた賠償金のみならず、住居確保損害等他費目の損害として支払われた賠償金や、同一世帯の他の者に対して支払われた賠償金は、既に整理された問題であり、原告らの本件請求は、それとは関係のない話をしているのである。

被告東電の「弁済の抗弁」は、原告らの、過酷な問題の整理と解決のプロセス

を、本件提訴の土台となってきた積み上げを、全く反故にする、という内容である。原告ら避難者の生活再建のための努力を、根底から否定するものである。原告らにとっては、侮辱されたと言うほかはない主張である。それが我が国で最大最悪の公害を引き起こした企業のすることか。強い怒りと、深い悲しみが沸き起こるのは当然といえよう。

2 津島訴訟判決による一蹴

このように、被告東電の「弁済の抗弁」の主張は、直接請求やADRによる弁済の事実経過及び、弁済当時の弁済に係る原告及び被告間の合意内容に反しており、到底認められるものではない。

そのことを、2021（令和3）年7月30日に、福島地裁郡山支部がくだした、いわゆる「津島訴訟」の判決は、明快に判断した。

「津島訴訟」は、浪江町津島地区の住民による被告東電に対する本件と同様にふるさと喪失損害の慰謝料などについて賠償請求を求める等の集団訴訟である。被告東電は、本件と同様に、「弁済の抗弁」を主張していたが、郡山支部判決は、まさにこの被告東電の主張を、一蹴したのである。

郡山支部判決は、ADRでの和解を経て支払われた賠償金について、ある原告と被告東電との間の和解契約の内容について紹介した上で、「被告東電は、ADRで和解をした原告各人との間において、当該和解で定められた各村外項目について、記載された金額の損害が原告に発生したことを認めた上で、和解で成立が認められた損害賠償債務を支払ったものと認められるから、ADRの手続きを経て被告東電が支払った賠償金は、すべて同和解で定められた損害賠償債務に充当されており、過払いが生じていると認める余地がない。」と判示した。

また、同判決は続けて、「これと同様に、被告東電が直接賠償により支払った金額についても過払いが生じているとは考えられない。」と結論付けている。「被告東電は、自ら賠償基準や確認を要する資料についての基準を定めた上で、その基準に

沿った請求を原告らに促し、請求を受けた際にはその基準に沿って審査した上で、賠償金額を決めている。そして、損害費目やその金額が記載された支払明細書や合意書案を作成、送付し、原告らがこれに署名して返送したことを確認した上で、これを支払っている。かかる手続き等を踏まえれば、被告東電は、上記ADRと同様に、直接請求をした原告各との間において、当該支払い明細書や合意書案で定められた各損害項目について、記載された金額の損害が各原告に発生したことを認め、その金額の損害賠償債務が被告東電にあることを認める旨の和解をした上で、そこで定められた損害賠償債務を支払ったものと認められる。そうすると、直接賠償請求手続きを経て被告東電が支払った賠償金は、すべて同和解で定められた損害賠償債務に充当されていると認められ、過払が生じていると認める余地はない。」

「このように、被告東電が、精神的損害以外の費目で支払った賠償金は、全て和解により認められたその費目の損害賠償債務に充当されているし、同一世帯の他の者に支払った賠償金も、同様にその者との和解により認められた損害賠償債務に全て充当されていると認められる。そうすると、こうした賠償金を、原告らの精神的損害の賠償に充当する余地はない。」

そして同判決は、「直接賠償手続においてもADRの手続きにおいても、原告らと被告東電は、その合意書や和解英役所で定められた各費目の損害額について、互いに譲り合った結果、その金額の合意に至ったものと認められる。そして、その合意により、合意書や和解契約書で定められた各費目について、少なくともそこで定められた損害額の損害が発生したということは、これ以上争わないことが含意されていると認められるから、争いをやめるという要素も含まれていると認められる」として、被告東電が、和解の成立には互譲と争いをやめることという双方の要素を含む必要があるところ被告東電の賠償にはかかる要素はないとする主張を退けている。

このように、津島訴訟判決は、直接賠償やADRの手続きにおいて合意された賠償は、当該合意において当該費目とその損害額について、少なくともそこで定めら

れたという損害額の損害が発生したという意味においてはこれ以上は争わないという合意が成立をし、当該費目とその賠償額について被告東電が支払いを行えばその損害賠償債務への充当がなされるものとしている。

これは、損害賠償の一つ一つの問題について、原告らが整理し、確認して合意を踏まえて賠償を受けるという手続きを一つ一つ行い、残る問題についてさらに取り組むという原告らのこれまでの賠償実務に関する歩みと実感に完全に合致する認定であり、またそれが事実を踏まえた正しい認定である。

津島訴訟判決がこのように「弁済の抗弁」について被告東電の主張を一蹴したことを見れば、この問題の検討はそれで終わりである。御庁も、津島訴訟判決と同様の賠償実務の実態があったことを、確認すれば良く、津島訴訟と同様の判断を下せばそれで足りる。

3 「弁済の抗弁」の機能

被告東電にしてみれば、上記1, 2で述べたことはもとより承知しているところであり、これが本件の判断によって有効適切な主張でないことはよくよくご承知のことと思われる。

にもかかわらず、被告東電は、本件のみならず、全国の裁判所において、同様の「弁済の抗弁」に関する主張をいずれでも主張し、大々的に展開している。

被告東電にとって、いまや集団訴訟における一大テーマとしてこの「弁済の抗弁」の主張がなされている。

被告東電がなにゆえこの主張にこだわるか。

それは、あたかも、原告らが損害に見合わない高額な賠償を既に受領しているかのように描き出すことで、本件の「ふるさと喪失慰謝料」のような、慰謝料の額の算定に当たり、認定評価に低額な水準を導き出させようとする狙いを持っていることにほかならない。

通らないと分かっている主張について、あえて各世帯の具体的な数字を詳細にあ

げつらってその数字の印象操作で、賠償水準を引き下げようとする、実に姑息な手法である。

御庁は、このような手法に惑わされてはならない。

上記津島訴訟判決に言うように、各原告世帯のこれまで支払われてきた賠償は、それぞれの損害費目に、その賠償額の損害があることを被告東電が認めた上で、被告東電が支払ってきた賠償である。原告らは自ら受けた損害について正当な賠償の支払いを受けただけであり、故郷喪失慰謝料の請求とは話が別である。

御庁は、そのことを見据えた審理判断を行う必要がある。

以 上